

本訴 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償請求事件

反訴 平成30年(ワ)第3253号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 池田 修一

本訴被告 株式会社ウェッジ 外2名

反訴原告 村中璃子

反 訴 答 弁 書

2018年(平成30年)3月7日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御 中

原告(反訴被告)訴訟代理人 弁護士 清 水 勉

同 弁護士 野 間 啓

同 弁護士 出 口 か お り



第1 反訴請求の趣旨に対する答弁

- 1 反訴原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は反訴原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 反訴請求の原因に対する答弁

本件反訴は、反訴被告による本訴請求が、名誉毀損の不法行為の成立要件を充たすものではなく、事実に・法律的根拠を欠くことを知り、または通常人であれば容易にそのことを知り得たのになされたもので、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとして違法であるとの主張であるが、反訴被

告による本訴提起が反訴原告に対する不法行為とみる余地がないことは、すでに本訴事件訴状及び本訴原告準備書面で述べた内容から明らかである。

反訴原告は、自らの記事が事実を反し、相当性もないにも関わらず、科学者に対し「捏造」という最大級の誹謗を行ったものであり、強い非難に値する。これに対し本訴請求を行ったことは原告の人権上当然の行為であり、何らの不法行為性もない。

以上